

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和2年
6月5日
(金曜日)

目次

○告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………一

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………一

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(厚政課)……………一

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(厚政課)……………一

保安林指定の解除(下関市)(二件)(森林整備課)……………二

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課)……………二

○公告

国土調査の成果の認証(政策企画課)……………二

令和二年度随時実施二級技能検定試験の実施(労働政策課)……………三

公共測量の実施(監理課)……………四

○公安委公告

契約の締結……………四

山口県告示第百九十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和二年六月五日

山口県知事 村岡 嗣 政



| 名 | 療 | 所 | 在 | 地 | 廃止年月日 |
|----|----|-----------------|---|-----------------|----------|
| 原田 | 外科 | 山陽小野田市大字津布田二五〇六 | 一 | 山陽小野田市大字津布田二五〇六 | 令和二、四、一五 |

山口県告示第百九十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年六月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

| 名 | 療 | 所 | 在 | 地 | 指定年月日 |
|------|-------|-----------------|---|-----------------|----------|
| あらかき | クリニク | 周南市新宿通五丁目一番三七号 | 一 | 周南市新宿通五丁目一番三七号 | 令和二、三、三一 |
| はらだ | クリニク | 山陽小野田市大字津布田二五〇六 | 一 | 山陽小野田市大字津布田二五〇六 | 四、一六 |
| イルカ | 薬局大内店 | 山口市大内中央二丁目五番一三号 | 〃 | 山口市大内中央二丁目五番一三号 | 五、二〇 |
| しらさぎ | 薬局 | 岩国市門前町三丁目一番八号 | 〃 | 岩国市門前町三丁目一番八号 | 一 |

山口県告示第百九十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年六月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

| 氏名 | 施 | 所 | 在 | 地 | 指定年月日 |
|-------|---------|-------------|---|-------------|----------|
| 有元 一樹 | らくなる整骨院 | 山口市米屋町三番二三号 | 〃 | 山口市米屋町三番二三号 | 令和二、四、三〇 |

山口県告示第百九十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年六月五日

山口県知事 村岡 嗣政

| | | | |
|--|----------------------------------|--------------------------|-----------------|
| 介護予防事業者 氏名又は名 住所又は主 たる事務所 の所在地 | 介護予防事業所 名 称 所 在 地 | 事業の 種類 | 指定年月日 |
| 社会福祉法人 豊心会 | 岩国市周東町 ケアハウス秀 東館 | 介護予防 特定 施設入 居介護 | 令和元、 二、 一 |
| 六 | 岩国市周東町 用田三四二の 六 | | |

山口県告示第二百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

令和二年六月五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る保安林の所在場所
下関市豊田町大字稲見字仮宿一〇二二六（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 三 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林水産整備課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百一十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

令和二年六月五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る保安林の所在場所
下関市豊田町大字稲見字古森四二七・四三二（以上二筆について次の図に示す部分

に限る。）、四四五、四四六、四四八・一〇一七八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇一八四の二、字仮宿一〇二二六（次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林水産整備課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百二号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

令和二年六月五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 の表中
山口交通安全協
会会長 田坂健
を
山口交通安全協
会会長 久保田
元一
に改める。



(二二九) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和二年六月五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 国土調査を行った者の名称等

| | | | |
|---------------|------------------------|--------|------------|
| 国土調査を行なった者の名称 | 国土調査を行った期間 | 成果の名称 | 国土調査を行った地域 |
| 山口市 | 平成三十年四月一日から令和元年八月十三日まで | 山口市地籍図 | 秋穂東の一部 |

| | | | | | |
|-------|------------------------------|--------|--------|---------|-----------|
| 防 府 市 | 平成三十年四月一日から 令和元年八月十四日まで | 〃 | 〃 | 〃 | 宮野下の一部 |
| 〃 | 平成三十年四月一日から 令和元年八月二十日まで | 〃 | 〃 | 〃 | 阿東生雲西分の一部 |
| 〃 | 平成三十年四月一日から 令和元年八月二十一日日まで | 〃 | 〃 | 〃 | 小郡下郷の一部 |
| 防 府 市 | 平成三十年四月一日から 令和元年七月九日まで | 防府市地籍図 | 防府市地籍簿 | 大字奈美の一部 | |

二 認証年月日
令和二年六月五日

(一三〇) 令和二年度随時実施二級技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十四条第一項の規定により、令和二年六月八日以降の令和二年度随時実施二級技能検定試験を次のとおり実施します。

令和二年六月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 技能検定の実施職種及び試験の方法

(一) 実施職種

次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るものについて実施する。

| 職 種 | 試 験 科 目 |
|------------|------------|
| プラスチック成形 | 射出成形 |
| とび | とび |
| 鉄筋施工 | 鉄筋組立て |
| コンクリート圧送施工 | コンクリート圧送工事 |

(二) 試験の方法

(一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。

二 試験の期日

山口県職業能力開発協会が指定する日

三 試験の場所

山口県職業能力開発協会が指定する場所

四 受検資格

受検しようとする職種に係る随時実施三級技能検定に合格した者であること。

五 受検申請書の受付

随時受け付ける。

六 受検申請書の提出先

山口市旭通り二丁目九番一九号山口建設ビル三階（郵便番号七五三〇〇五一）

七 提出書類

受検申請書及び随時実施三級技能検定の合格証書の写し

八 受検手数料

受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。

(一) 学科試験にあつては、三千百円

(二) 実技試験にあつては、一万八千二百円

九 問題の通知

実技試験の問題は、山口県職業能力開発協会があらかじめ受検申請者宛て通知する。

十 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日に通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他

(一) 受検申請書の請求は、山口県職業能力開発協会にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「随時実施二級技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。

(二) 随時実施二級技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会（電話〇八三一九二二一八六四六）にすること。

(一三二) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平生町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和二年六月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（空中写真測量）

二 作業の地域

平生町

三 作業の期間

令和二年五月二十五日から令和三年三月二十六日まで



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和二年六月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

ガスクロマトグラフ質量分析装置 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和二年四月二十一日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

日通商事株式会社 東京都港区海岸一丁目一四番二二号

六 落札金額

三千六百九万四千四百四十円
入札公告日
令和二年三月十日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣 政

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式

最低価格

令和二年六月五日印刷
令和二年六月五日発行

発行人 山口県知事